定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　三

四七四　原戸籍の一部が滅失した件　一五　一

四七五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一五　一

四七六　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　一五　二

四七七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一五　二

四七八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一五　二

四七九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一五　二

四八〇―四八二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一五　二

四八三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　一五　二

四八四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一六　二

四八五　除籍が滅失した件　一七　二

四八六　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一七　二

四八七　日本国に帰化を許可する件　一七　二

四八八　〃　一八　二

四八九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二四　二

四九〇　除籍の一部が滅失した件　二五　二

四九一　日本国に帰化を許可する件　二八　四

四九二―四九六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二九　二

〇外務省

三〇七　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約への締約国の追加に関する件　一　四

三〇八　ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二　二

三〇九　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の効力発生に関する件　二　二

三一〇　中学校校舎建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　四　二

三一一　円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三

三一二　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約への締約国の追加に関する件　八　三

三一三　〃　一五　二

三一四　千九百九十五年の穀物貿易規約の有効期間の延長に関する件　一五　三

三一五　円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　三

三一六　被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件　一六　二

三一七　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件　一七　三

三一八　中波ラジオ放送復旧計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三一九　グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三二〇　クロワ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三二一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一七　三

三二二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一八　三

三二三　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件　一八　三